

【事案Ⅲ - 10】自然災害共済金請求

・2026年3月31日 和解解決

<事案の概要>

2024年3月に発生した大雨・強風により、申立人宅の外壁に損傷が発生し、同年6月に自然災害共済金20万円が支払われたが、修理する間もなくその後も大雨が続き、同月に申立人宅の別の個所の外壁が崩落した。

被申立人による外部鑑定の結果、崩落の原因は風水害ではなく経年劣化によるものであると判断し共済金の支払い対象外としたことに対し、申立人がこれを不服とし、申立てに至ったものの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は申立人に対して風水害による自然災害共済金234万円を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 2024年3月に発生した大雨により申立人宅の外壁タイルが損傷し、同年6月に被申立人が調査した結果、自然災害共済金20万円が支払われた。
- (2) その後も大雨等が続き、外壁の一部が突然落下し、同年7月上旬の大雨によりその被害が拡大したため、速やかに被申立人に対し事故報告を行った。
- (3) しかしながら、被申立人による調査の結果、同年9月に「今回の被害は経年劣化によるものであり、支払対象とならない」と書面通知された。
- (4) その書面には支払対象となった被害に関する記述があったが、今回請求したのは同年6月の風水害による被害分であり、3月の風水害による外壁タイル落下の被害とは全く別の事故である。それにもかかわらず、6月の風水害事故は、自然災害共済金が支払われた3月の風水害事故の「追加請求」と判断され、一括りの事故と扱われている。
- (5) さらに、6月の損害は、急激な悪天候の連続や線状降水帯の発生、台風の影響等が重なったことは無視できず、あくまでも今回の被害は別の自然災害によるものと評価するのが妥当であり、同年3月の損害に関しては問題なく共済金が支払われたにも関わらず、その3か月後の同年6月の損害に関して「経年劣化」とされることは不当である。

<被申立人の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められないとの裁定を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 被申立人は、風水害による自然災害共済金請求について、現地調査結果に基づき、約款・事業規約上の支払要件該当性を慎重に検討した結果、外壁が落下し、あわせてエアコン室外機が1階下屋瓦に接触して被害が拡大した事実は認められるものの、当該外壁箇所

については、罹災日である2024年3月以前から既に損傷が確認されていた。この損傷は長期間にわたり蓄積した経年劣化によるものであり、自然災害による突発的な外因とは評価できないと判断した。

(2) それらを踏まえ被申立人側で慎重に検討した結果、外壁の落下やそれに伴う二次的被害は、約款・事業規約に定める「自然の消耗または劣化」に該当し、免責要件に該当するとの結論に至ったものである。

(3) なお、2024年6月に支払った共済金20万円は、2階軒天部分の被害に対するものであり、本件の外壁落下とは別事故である。また、申立人が主張する調査時のやり取り等についても、確認できる客観的資料はなく、事実誤認に基づく主張と判断している。

さらに、申立人からの事故報告は2024年7月であり、被申立人としては罹災日を2024年3月と一貫して認識しており、被害時期の認定や支払可否判断はいずれも調査結果および約款・事業規約に則った合理的な対応である。

<審議会の判断>

審議会において、申立人、被申立人双方から提出された書面や証拠資料を精査し、慎重に審議を行った。その結果を踏まえ、できる限り早期に、かつ円満な解決を図る観点から、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し和解解決となった。